

福祉医療制度のご案内

病院にかかった時の医療費を軽減するために、次のような福祉医療制度があります。申請手続きをされていない方で、該当すると思われる方は住民課国保年金係にご相談ください。

※受給者証をお持ちの方で、保険証や住所等が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

持ち物 全医療制度共通	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード、または、身分証明書（運転免許証等）とマイナンバーがわかる物 ・保険証 <p style="text-align: right;">※詳しくは、住民課(内線258)までお問い合わせください。</p>
----------------	--

制 度	対 象 者	助 成 の 内 容
子ども医療	中学校卒業までの子	受給者証の提示により、保険診療による 入院・通院 に係る自己負担額が無料になります。
	中学校卒業から18歳の年度末までの子	保険診療による 入院 に係る自己負担額が無料になります。※受給者証の交付はありませんので、病院の窓口でいったんお支払いいただき、住民課で払い戻しの申請をしてください。 (令和6年10月から、通院も自己負担額無料になる予定です。)
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳の年度末までの子を扶養している母(父)子家庭の母(父)とその子 ・父母のいない18歳の年度末までの子 <p>※母(父)の所得制限あり</p>	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 1級～3級 腎機能障害 4級 進行性筋萎縮症 4～6級 ・療育手帳所持者 A・B判定 ・自閉症状群と診断された方 (65歳以上で後期高齢者医療制度の該当者を除く) 	受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。
精神障害者医療	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	<p style="background-color: #e0f2f1;">障害者総合支援法が適用された精神通院医療のみ対象</p> <p>受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。</p>
	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 (65歳以上で後期高齢者医療制度の該当者を除く)	<p style="background-color: #e0f2f1;">全疾病の入院・通院治療を対象</p> <p>受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。</p>
後期高齢者 福祉医療	<p>後期高齢者医療に加入されている方で、次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>①ひとり暮らしで、町民税非課税世帯の方（施設入所者は除く）</p> <p>②寝たきり、認知症の状態にあり、その者の生計維持者が町民税非課税の方</p> <p>③障害者医療、母子家庭等医療該当の方</p> <p>④戦傷病者、結核患者の方</p> <p>⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</p>	<p>受給者証の提示により、保険診療医療費の自己負担額が無料になります。</p> <p style="background-color: #e0f2f1;">ひとり暮らしの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票上のひとり世帯 ・居宅の周辺に親族がいない ・税扶養されていない <p>※上記の要件を確認したうえで民生委員の証明が必要となります。まずは住民課までご相談ください。</p>
	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	障害者総合支援法が適用された精神通院医療のみ対象